

2回目の加盟国協議に諮られている ISPM案に関する情報提供

昨年各国協議(2012年7月1日～10月20日)に諮られたISPM案5本

1. 電子植物検疫証明
→ 2回目のコメント募集(2013年6月1日～9月30日)
2. PFAにおける突発的発生時のミバエ検疫地域の設定
→ 2回目のコメント募集(2013年6月1日～9月30日)
3. ミバエの寄生に対する果実及び野菜の寄主ステータスの決定
→ 2回目のコメント募集(2013年6月1日～9月30日)
4. *Tilletia indica*の診断プロトコル
→ 技術パネルで引き続き検討
5. カンキツ黒星病の診断プロトコル
→ 技術パネルで引き続き検討

1. 電子植物検疫証明

(ISPM No.12(植物検疫証明書に関する指針)の付録案)

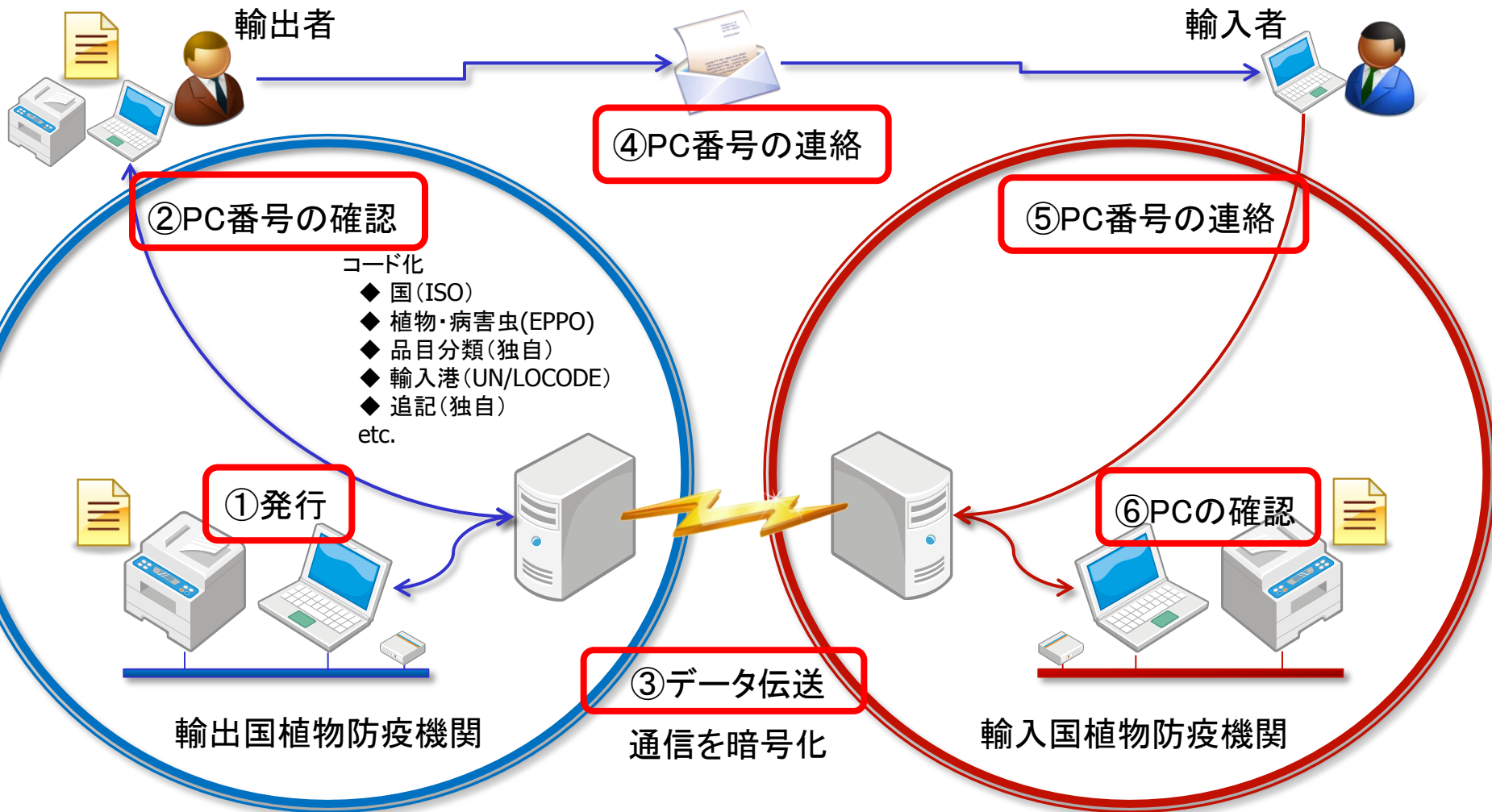
概要

電子植物検疫証明における標準化された言語、メッセージ構造及び交換プロトコルに関する指針を提供するもの。

構成

- 標準化したデータ構造・処理ルールの使用
- 各種要素のコード化及びフリーテキストの使用
- 安全なデータ交換メカニズム
- 再輸出時の電子植物検疫証明書の扱い
- 発給済み電子植物検疫証明書の管理
- 荷受人の住所及び氏名が未確定の場合の扱い

電子植物検疫証明の流れ



1. 電子植物検疫証明

(ISPM No.12(植物検疫証明書に関する指針)の付録案)

我が国が昨年提出した主なコメント

- ① 処理/品目分類等に説明を加えることを提案。
- ② コード化されていない処理・品目等の入力のためにフリーテキストを入力するスペースを作るべき。
- ③ 電子証明においても紙の場合と同様に「To order」の使用を認めるべき。



今年のコメント提出について

昨年度我が国から提出したコメントは概ね反映されている。

今回の各国協議では、電子証明に関するプログラムの設計・開発に必要な情報の追加、発給済みの電子証明書の無効化に関する指針の追加等についてコメントを提出する予定。

2. ミバエの有害動植物無発生地域における突発的発生 に対する防除措置

(ISPM26(ミバエの有害動植物無発生地域の設定) 付属書案)

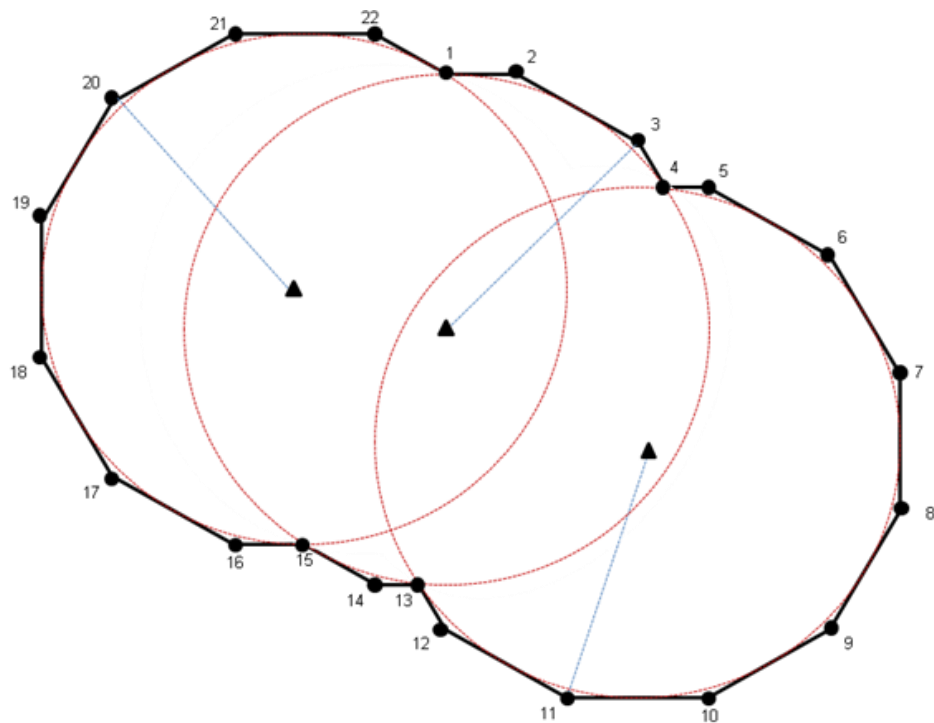
概要

ミバエ無発生地域(FF-PFA)におけるミバエの突発的発生があった場合に、当該ミバエを規制有害動植物としている輸入国にリスクをもたらすことを防ぐため、FF-PFA内に設定される根絶地域において講じられる防除措置に関するガイドライン

構成

- 根絶地域の設定
- 防除措置(生産、規制品目の移動、梱包、貯蔵、加工、植物検疫処理、根絶地域内での販売)
- 文書化と記録保持
- 根絶地域における防除措置の終了
- 参照文献

根絶地域の設定



▲有害動植物発見地点

PFAでミバエの
突発的発生



根絶地域の確立

発見地点を中心とする円で
囲んだ地域で、範囲はミバエ
の分散能力、地理的要素
等に基づく。

2. ミバエの有害動植物無発生地域における突発的発生 に対する防除措置

(ISPM26(ミバエの有害動植物無発生地域の設定) 付属書案)

我が国が昨年提出した主なコメント

- ① FF-PFA内でミバエの突発的発生が発見された場合は、技術的評価に基づいて検疫地域が設定されるべき。
- ② 検疫地域において適用された植物検疫措置に関する文書は、要求された場合には輸入国が利用できるようにすべき。



今年のコメント提出について

昨年度我が国から提出したコメントは概ね反映されている。

今回の各国協議では、根絶地域に関する説明の追加その他修辞上の問題についてコメントを提出する予定。

3. ミバエ(ミバエ科)に対する果実の寄主ステータスの決定

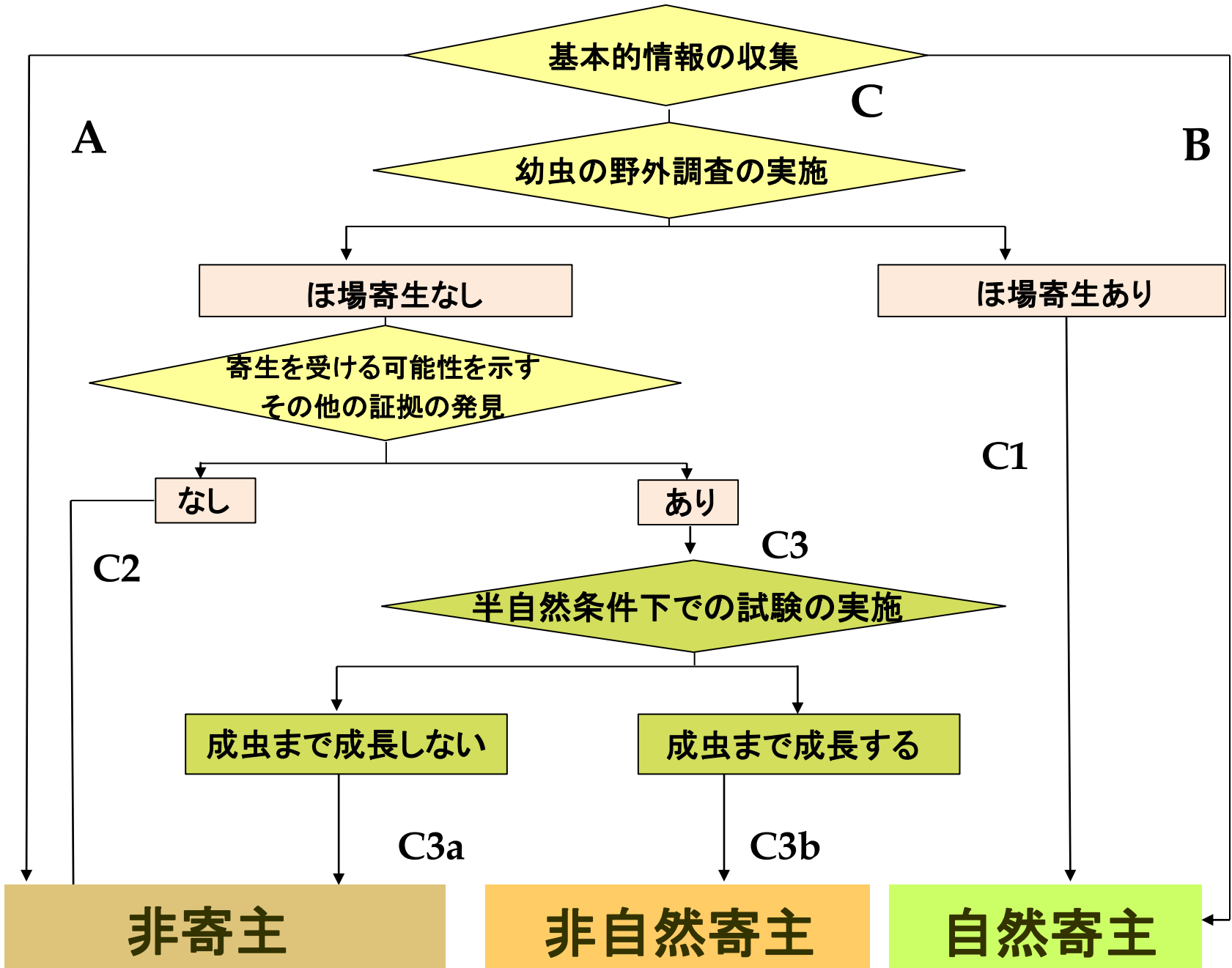
概要

ミバエに対する果実の寄主ステータスを決定する要件を記述。寄主ステータスとして3つのカテゴリー(自然寄主、非自然寄主、非寄主)を設定し、カテゴリーを決定するための手順を示す。

構成

- 序論(範囲、参考文献、定義)
- 要件の概要、背景
- 一般要件(寄主ステータスを決定する手順及びフローチャート)
- 個別要件(果実サンプリングによる寄主ステータス決定、半自然条件下でのほ場試験による寄主ステータス決定、ミバエ発生のための果実の取扱い、データ分析)
- 付録(参考文献)

ミバエの寄主ステータス決定フローチャート



3. ミバエ(ミバエ科)に対する果実の寄主ステータスの決定

我が国が昨年提出した主なコメント

- ① 寄主ステータスの判断要件の1つである、「生殖可能な成虫を生産するための能力」を評価する方法を例示すべき
- ② 技術的な観点からの修辞上の修正コメント



今年のコメント提出について

昨年度我が国から提出したコメントは概ね反映されている。

今回の各国協議では、「室内試験」に係る記述と「非寄主」の定義との間で齟齬がある点について指摘し、この点を整理すべきとのコメントを提出する予定。